

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農村婦人の家利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市農村婦人の家条例第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農村婦人の家条例第4条、第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 婦人の家の利用承認申請に対する承認（条例第4条）</p> <p>(1) 婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 市長は、前項の承認に、婦人の家の管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>2 婦人の家の利用承認基準（条例第5条）</p> <p>市長は、婦人の家の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 利益を目的とする興業その他これに類似するものに利用すると認められるとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、婦人の家の管理上支障があると認めるとき。</p>	